

令和8年度以降の国民健康保険税について

令和7年12月24日
国保運営協議会資料

① 国保財政調整基金残高の推移

	歳入 R3からは基 金繰入金を 除く	歳出	収支	基 金			(単位：千円)
				積立額		取崩額	年度末残高
				前年度繰越金等	利子		
令和元年度決算	11,182,225	11,082,158	100,067	406,528	2,490	0	2,343,292
令和2年度決算	10,437,270	10,395,280	41,990	100,067	2,286	0	2,445,645
令和3年度決算	10,488,697	10,533,556	△ 44,859	41,990	988	50,000	2,438,623
令和4年度決算	9,866,594	10,176,172	△ 309,578	5,140	738	320,000	2,124,501
令和5年度決算	9,769,040	10,004,682	△ 235,642	10,421	538	440,000	1,695,460
令和6年度決算	9,741,717	10,170,836	△ 429,119	204,358	682	510,000	1,390,500
令和7年度当初予算	9,860,641	10,055,120	△ 194,479		1,475	194,479	1,197,496
同 決算時見込	9,935,032	10,130,063	△ 195,031	74,391		74,943	1,196,944

県交付金の返還予定額

●酒田市国民健康保険財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例

(積立額)

- 第2条 每年度基金に積み立てる額は、前年度の国民健康保険特別会計の剩余金の全額とする。
- 2 基金の額が直近3年度において納付した国民健康保険事業費納付金、支給した出産育児一時金及び葬祭費の合計額の平均額(以下「平均年額」という。)の10分の4に相当する額を超えたときは、基金に積み立てる額は、前項の規定にかかわらず国民健康保険特別会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)に定める額とする。

※R4～R6の平均額 (R7 適正基金残高) 965,919千円

② 国民健康保険税を取り巻く情勢

- 令和7年度は1億9,447万円の基金取り崩し(単年度赤字)が見込まれており、収支の改善が必要である。
- 国の新たな少子化対策として創設される子ども・子育て支援制度(※)の財源として、令和8年度から段階的に公的医療保険料に「子ども・子育て支援金」が上乗せされる。
- 令和8年度、診療報酬改定が予定されており、政府は全体で2.22%引き上げる方針であるが本推計には反映されていない。**
- 県へ納める国民健康保険事業費納付金の算定において市町村の医療費水準の格差を反映しない「納付金水準の統一」が令和7年度から段階的に実施され、令和11年度の統一を予定している。
- 山形県は「保険税の完全統一」を令和15年に予定しており、令和9年度に県統一税率が試算され「保険税率改定計画」が作成される。これを受けて市町村は、令和10年度以降の段階的な保険税見直しが求められる。一方、財務省は令和12年度の統一を求めている。**

※子ども・子育て支援金制度

少子化対策に受益を有する全世代・全経済主体が、子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組みとして創設。この財源として、医療保険料と合わせて令和8年度から拠出するもの。国民健康保険は全国で8年度は1,800億円、9年度・10年度に増額され、制度完成時(10年度)は3,000億円が見込まれている。

③ 国民健康保険運営協議会における諮問及び答申

●令和7年8月7日諮問

酒田市国民健康保険税率の改正方針について

- 令和10年度に標準税率に到達させる(3年かけて収支均衡させる)。
- 全体の収支均衡達成年度や基金残高に影響しないよう、新たに創設される子ども・子育て支援金については、創設当初から標準税率とする。
- 基金残高は令和11年度までは適正額を維持する。

⇒ [令和7年11月25日答申\(別紙参照\)](#)

(上記各項目について)妥当と判断する。

●令和7年12月24日報告(税率見込)

下記④の表のとおりとする。

④ 税率の推移イメージ(各年度の想定標準税率(※)を使用した例)

下表は、令和10年度に標準税率に到達するよう各年度の想定標準税率との比較で増額改定した場合の8～10年度の税率例である。8年度の実際の税率は年明けに示される8年度標準税率(本算定)との比較によるため、標準税率が大きく相違した場合は報告額と異なる設定をすることもあり得る。

(単位：%、円)

	令和7年度 標準税率	令和7年度	令和8年度 仮算定標準税率	令和8年度 (報告内容)	令和9年度 想定標準税率	令和9年度	令和10年度 想定標準税率
医療分	所得割	6.27	6.0	6.07	6.0	6.25	6.1
	均等割	27,431	19,700	26,803	23,300	27,611	25,500
	平等割	18,243	15,000	17,719	16,400	18,253	17,300
後期高齢者支援分	所得割	2.82	2.6	2.87	2.7	3.02	2.9
	均等割	12,151	8,800	12,587	10,700	13,265	12,000
	平等割	8,081	6,700	8,321	7,500	8,769	8,100
介護分	所得割	2.32	2.3	2.30	2.3	2.30	2.3
	均等割	11,690	10,600	11,684	11,100	11,702	11,400
	平等割	5,791	5,700	5,788	5,700	5,797	5,700
子ども・子育て支援分	所得割			0.27	0.3	0.47	0.5
	均等割			1,185	1,200	2,059	2,100
	18歳以上均等割			66	100	115	100
	平等割			778	800	1,352	1,400
現年分調定額 (当初賦課時)千円	1,756,156	1,531,238	1,772,759	1,680,220	1,802,672	1,733,183	1,857,402
被保険者数(当初賦課時)	18,276	18,276	16,829	16,829	15,737	15,737	15,150
1人当たり	96,091	83,784	105,340	99,841	114,550	110,134	122,601

※標準税率

国民健康保険法第82条の3の規定に基づき、市町村が加入者に賦課する保険税の標準的な水準を県が算定し、公表するもの。

⑤ 県内各市との比較(1人当たり税額)

	R7 年度実額	同 酒田市民に 税率適用した場合	
山形市	114,285	109,589	
米沢市	87,529	92,407	
鶴岡市	109,512	97,553	
酒田市	83,784	83,784	
新庄市	95,993	87,475	
寒河江市	104,125	99,706	
上山市	95,761	102,424	
村山市	102,157	96,288	
長井市	108,177	107,373	
天童市	108,729	102,556	
東根市	116,436	107,747	
尾花沢市	139,167	106,023	
南陽市	95,623	98,588	
R7 酒田市標準	96,091	96,091	
R7県統一税率	122,266	100,975	

* 税率適用：所得、軽減世帯割合などを酒田市と同じにして税率のみ変更したもの

赤文字が酒田市民に同じ税率を適用した場合に税額が少なくなる市。（これらの市より酒田市民の担税力がないということ。）

このため、統一税率になった際に県の求める税額まで賦課額が達せず、赤字が発生する可能性が高い。

⑥ 今後の長期見通し

年度	酒田市	山形県
令和8	子ども・子育て支援金が創設	
9	医師手当支援金が創設(予定)	R15 統一税率を提示 保険税改定計画を作成
10	収支均衡達成(予定) 保険税の段階的見直し	
11		納付金水準の統一 激変緩和措置
12		
13		
14		
15		税率の統一

令和8～10年度（緑の線）

現在2億円ほどある赤字を3年かけて解消する。（令和10年度に標準税率に到達させ、収支均衡する。）

令和11～14年度（紫の線）

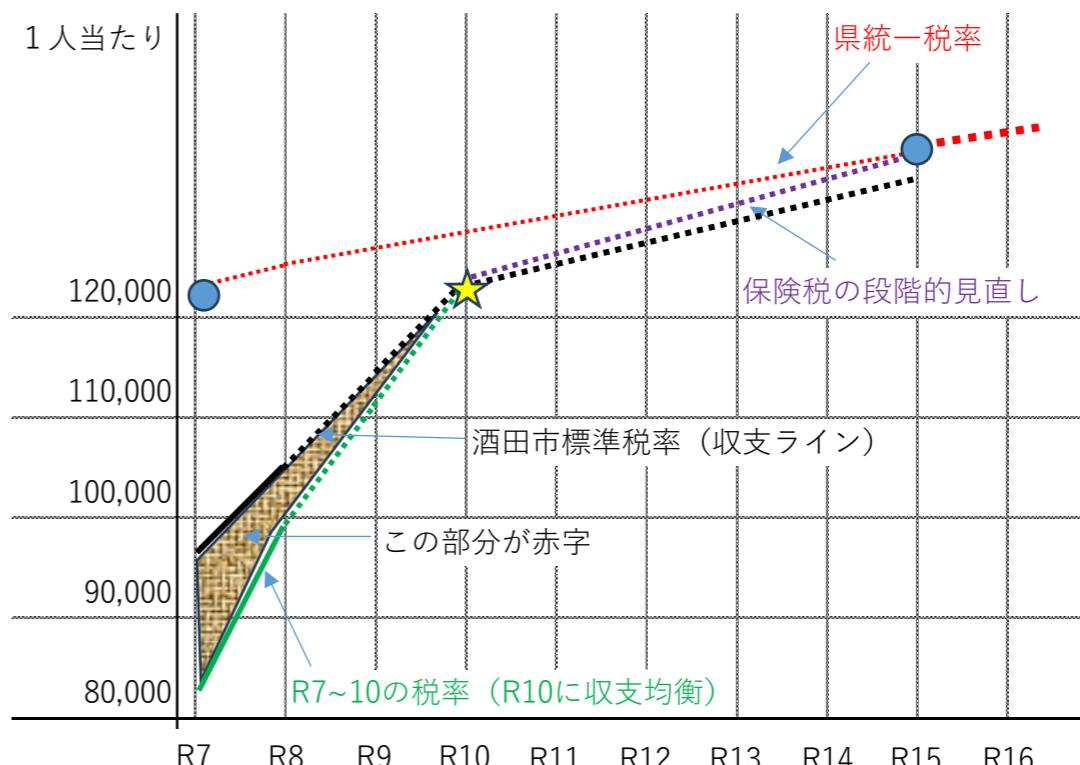
酒田市の税率は県統一税率（赤の線）よりも低いため、段階的な税率改正（紫の線）を求められる。

改正税率が酒田市の収支ラインよりも高い場合は黒字となり、基金に積まれる見込み。

令和15年度以降（赤の線）

県統一税率を適用するが、酒田市民の所得分布状況により賦課額が県平均額まで達せず、その差額が赤字になることが見込まれる。

酒田市から県への納付額や赤字の対処方法については、今後県で検討する。



国運発第4号
令和7年11月25日

酒田市長 矢口明子 殿

酒田市国民健康保険運営協議会
会長 菊池裕基

酒田市国民健康保険税率の改正方針について（答申）

令和7年8月7日付け、国保発第100号で諮問のあったことについて、慎重に審議した結果、下記のとおり答申します。

記

1 令和10年度に標準税率に到達させる（3年かけて収支均衡させる）。

本市の現行保険税率と県が示す標準税率との間には0.27ポイントの乖離がある。

収支均衡のため、標準税率へ移行しなければならないが被保険者の負担が急激に変化しないように基金を活用しながら適切な期間をかけて激変緩和を図ると同時に保険財政の安定を図る必要がある。

適正な基金残高を確保する趣旨から妥当と判断する。

なお、令和元年度までは税率が8.3%であったが令和2年度から徐々に引き下げ令和5・6年度には5.7%とし被保険者の負担軽減を図ってきた経緯がある。

この度の見直しは、適正な水準に戻すものであることを被保険者から理解いただけるよう周知されたい。

2 全体の収支均衡達成年度や基金残高に影響しないよう、新たに創設される子ども・子育て支援金については、創設当初から標準税率とする。

子ども・子育て支援金については、加入者一人当たり支援金額がまだ確定していないが、負担の先送りは保険財政の安定的な運営を危うくしかねないため妥当と判断する。

3 基金残高は令和11年度までは適正額を維持する。

今後被保険者は減少するものの一人当たりの医療費は増加が見込まれるなど厳しい財政運営が続くと懸念される。

令和11年度の「納付金水準の統一」を見据え、負担増となるような事態になつても対応できるようにするため妥当と判断する。